平成２２年（フ）第１０６号
北海道苫小牧市字高丘６番地の12　Ａ―302
債務者　榊　　伸恵
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第１０９号
北海道苫小牧市ときわ町１丁目23番14号
債務者　木村　英美
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第１１８号
北海道苫小牧市有珠の沢町７丁目24番３号
債務者　千葉　博昭
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第２７６号
仙台市宮城野区小田原３丁目４番43号　山田荘５
債務者　上村　尚子
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第５８１号
宮城県名取市高舘吉田字東真坂47番地の３
債務者　佐藤まき子
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６０９号
宮城県塩竈市清水沢３丁目25番３―104号県営清水沢住宅９号
債務者　菅原亜紀子
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６３１号
宮城県黒川郡大郷町味明字田布施21番地の３
債務者　小畑　きみ
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１７５号
秋田市土崎港北７丁目２―79、住民票上の住所秋田市土崎港北４丁目４番６号
債務者　上村　智香
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１９８号
秋田市泉一ノ坪10番19号
債務者　佐々木和裕
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１９９号
秋田市下北手松崎字大沢田105番地　県営住宅Ｒ３―101号
債務者　平澤　一枝
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１３１号
福島市大森字土手内33番地の５
債務者　佐藤　　充
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第４２号
茨城県筑西市蓮沼61番地３　みどり荘（北）、前住所茨城県筑西市新治2001番地６　竹川貸家
債務者　戸上佳都子（旧姓原中）
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第１１４号
茨城県筑西市乙44番地１
債務者　鈴木　洋子
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第１３０号
茨城県常総市内守谷町きぬの里１丁目10番地７　プロスペリティ201、前住所茨城県常総市内守谷町きぬの里３丁目34番地３　サンティエール105
債務者　越川　隆弘（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第３７７号
千葉県市原市大厩990番地７　メイプルＢ棟101
債務者　高見　真弓
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３９２号
千葉市美浜区幕張西２丁目２番２棟306号
債務者　佐藤　明彦
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３９３号
千葉市美浜区幕張西２丁目２番２棟306号
債務者　佐藤　義子（旧姓小笠原）
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第４４６号
千葉市中央区浜野町417番地11メゾンソルチェ102号
債務者　黒川日出子
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係